

第 7 期初等中等教育分科会の審議の状況について (平成 25 年 2 月～平成 27 年 2 月)

1. 第 7 期における審議事項

答申関連

● 道徳に係る教育課程の改善等について

- 平成 26 年 2 月、第 89 回中央教育審議会総会において文部科学大臣より、「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問。教育課程部会の下に「道徳教育専門部会」を設置し、平成 25 年 12 月の「道徳教育の充実に関する懇談会」報告等も踏まえつつ検討を行い、平成 26 年 10 月、第 94 回総会において答申。

【参考 1】

● 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について

- 平成 26 年 7 月、第 92 回中央教育審議会総会において文部科学大臣より「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」諮問。その後、各分科会においても関係事項について審議し、同年 12 月、第 96 回総会において答申。【参考 2】
- このうち、初等中等教育分科会においては、小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について、小中一貫教育特別部会を設置して審議を行い、平成 26 年 11 月、「小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について（審議のまとめ）」を取りまとめるとともに、飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度の創設について審議。

教育課程部会

● 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

- 平成 26 年 11 月、第 95 回中央教育審議会総会において文部科学大臣より「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問。教育課程部会の下に「教育課程企画特別部会」を設置し、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等について検討を開始。

教員養成部会

●教員の養成・採用・研修の改善について

- ・平成26年3月、教員養成部会のもとに「養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ」を設置し、今後の教員養成部会の審議に資するよう、論点整理を行い、平成26年7月、「教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～」を取りまとめ。【参考3】

●小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革について

- ・平成26年7月の「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」の諮問を受け、3回の会議を開催し、小中一貫教育制度に対応した教員免許制度の在り方について検討。
- ・平成26年11月、教員養成部会報告「これからの学校教育を担う教員の在り方について―小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革―」を取りまとめ。【参考4】

●これからの教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方

- ・平成26年7月の「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」の諮問を受け、これからの教育を担う教員が必要な資質能力を身に付けるため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策について検討中。

高等学校教育部会

●今後の高等学校教育の在り方について

- ・平成23年11月から約2年半にわたる審議を積み重ね、平成26年6月「初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ ～高校教育の質の確保・向上に向けて～」を取りまとめ。【参考5】

チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会（平成26年11月）

●これからの教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方

- ・平成26年7月の「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」の諮問を受け、学校の教職員の構造や教員と教員以外の方の役割分担と連携の在り方を見直すことや、学校組織全体の総合力を一層高めるためのマネジメントの在り方等について検討中。

認定こども園教育専門部会

●幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

- ・ 平成27年4月から施行する「子ども・子育て支援新制度」における、就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する、「幼保連携型認定こども園」の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項の在り方について検討。
- ・ 平成26年1月に、策定の方向性に関する報告書を取りまとめ。【参考6】
 - 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定
《平成26年4月30日 告示の公示》
 - 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の実施
《平成27年4月1日》

2. 来期に継続して審議する事項

●初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

- ・ 新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について引き続き検討。(平成28年度中を目途に答申取りまとめ予定。)

●これからの教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方

- ・ これからの教育を担う教員が必要な資質能力を身に付けるため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策について引き続き検討。(平成27年夏頃を目途に一定の方向性を示す予定。)
- ・ 学校の教職員の構造や教員と教員以外の方の役割分担と連携の在り方を見直すことや、学校組織全体の総合力を一層高めるためのマネジメントの在り方等について引き続き検討。(平成27年7月頃を目途に中間取りまとめ、同年11月頃を目途に最終取りまとめ予定。)

道徳に係る教育課程の改善等について（答申）の概要

I 道徳教育に関する検討の経緯

- 平成25年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」
- 12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
- 平成26年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
- 3月 初等中等教育分科会教育課程部会に「道徳教育専門部会」設置
- 4月 道徳教育用教材「私たちの道徳」の全国の小・中学校での使用開始
- 8月25日 道徳教育専門部会（第9回）において「審議のまとめ（案）」審議
※8月27日～9月9日まで意見募集を実施
- 9月19日 道徳教育専門部会（第10回）において「答申（案）」取りまとめ
- 9月24日 初等中等教育分科会・教育課程部会において「答申（案）」審議
- 10月21日 総会において答申

II 答申の概要

1 道徳教育の改善の方向性

(1) 道徳教育の使命

- 人格の基盤は道徳性であり、道徳教育は、自立した一人の人間として人生を他者とともによりよく生きる人格を形成することを目指すもの。
- 道徳教育は、本来、学校教育の中核として位置付けられるべきものであるが、その実態には、多くの課題があり、改善が急務。

(2) 道徳教育のねらいを実現するための教育課程の改善

- 道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（仮称）として新たに位置付け、その目標、内容等を見直すとともに、これを要として効果的な指導をより確実に展開することができるよう、教育課程を改善することが必要。

2 道徳に係る教育課程の改善方策

(1) 道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける

- 道徳の時間については、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共通する側面と、学校の道徳教育全体の要となって人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値などによる評価はなじまないことなどの教科にはない側面がある。
- このことを踏まえ、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」(仮称)という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」(仮称)として位置付ける。

(2) 目標を明確で理解しやすいものに改善する

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育も、「特別の教科 道徳」(仮称)も、道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的実践を求めるものであり、最終的には、「道徳性」の育成が目標。
- このことを踏まえ、学校の道徳教育の目標については、現行の学習指導要領の規定を整理し、簡潔な表現に改める。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の目標については、道徳性の育成に向けて重視すべき具体的な資質・能力を明確化する観点から、例えば、様々な道徳的価値を自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。

(3) 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

- 学習指導要領に示す四つの視点(「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」)の意義を明確にするとともに、その順序等を適切に見直す。
- 内容項目について、いじめの問題への対応や生命を尊重する精神の育成をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、環境の変化などに照らして改善を図るとともに、キーワード(例:「正直、誠実」「公正、公平、正義」)なども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。
- 情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。

(4) 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する

- 対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れる。
- 小学校と中学校の違いを踏まえた指導方法の工夫など、指導の効果を上げるための多様な取組を行う。
- 道徳の指導計画が効果的に機能するよう改善する。
- 学校における指導体制の充実及び小・中学校の連携を一層図る。
- 授業公開、また、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携の強化を図り、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。

(5) 「特別の教科 道徳」(仮称)に検定教科書を導入する

- 「特別の教科 道徳」(仮称)の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入する。
- 「特別の教科 道徳」(仮称)の教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行う。
- 教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める。

(6) 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

- 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価する。ただし、「特別の教科 道徳」(仮称)について、数値などによる評価は不適切。
- 指導要録に「特別の教科 道徳」(仮称)の評価を文章で記述するための専用の記録欄を設けることや、道徳教育の成果として行動に表れたものを適切に評価するため、「行動の記録」を改善し活用することなどにより、評価の改善を図る。
※ 指導要録の様式の具体的な改善案等については、今後、文部科学省において更に専門的に検討。

3 その他改善が求められる事項

このほか、以下のような事項についても改善が必要。

- (1) 教員の指導力向上
- (2) 教員免許や大学の教員養成課程の改善
- (3) 幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育の充実

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）【骨子】

教育再生実行会議 第五次提言

【平成26年7月29日 諮問事項】

(1) 小中一貫教育の制度化をはじめとする学校間連携の一層の推進について

- ① 小中一貫教育の制度化とその総合的な推進方策（教員免許制度の在り方を含む）

(2) 意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化について

- ② 大学への飛び入学制度の実態等を踏まえた高等学校早期卒業
- ③ 大学・大学院入学資格要件（12年又は16年課程修了）の緩和
- ④ 大学編入学資格の弾力化（高等学校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学）

【答申】

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な制度とする下記改正を行い、他の教育改革とあいまって、子供たちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子供の能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図る。

- ① 小中一貫教育学校（仮称）
小中一貫型小学校・中学校（仮称）
の制度を創設

（小中一貫教育の実施に必要な教職員定数の措置や、施設整備の支援をはじめとする推進方策を実施）

免許は小・中併有が原則

（当面、小学校又は中学校の免許状を持つ者は相当する課程の指導を可能としつつ、両免許状の併有促進や、小学校段階で専科指導が一層促進されるための措置を検討）

- ② 飛び入学者について、大学での単位修得をもとに、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定。

- ③ 文部科学省が対象国を指定して大学入学資格を認める。認証評価を受けた3年以上の学士課程卒の留学生については、大学院入学資格を認める。

- ④ 高等学校専攻科については、授業時間数等の基準と、評価の仕組み等により質を担保し、大学への編入学を認める。

（職業能力開発大学校等からの編入学は、大学における単位認定の状況を踏まえ必要に応じ見直し）

小中一貫教育の制度設計（案）

◎ 制度設計のポイント

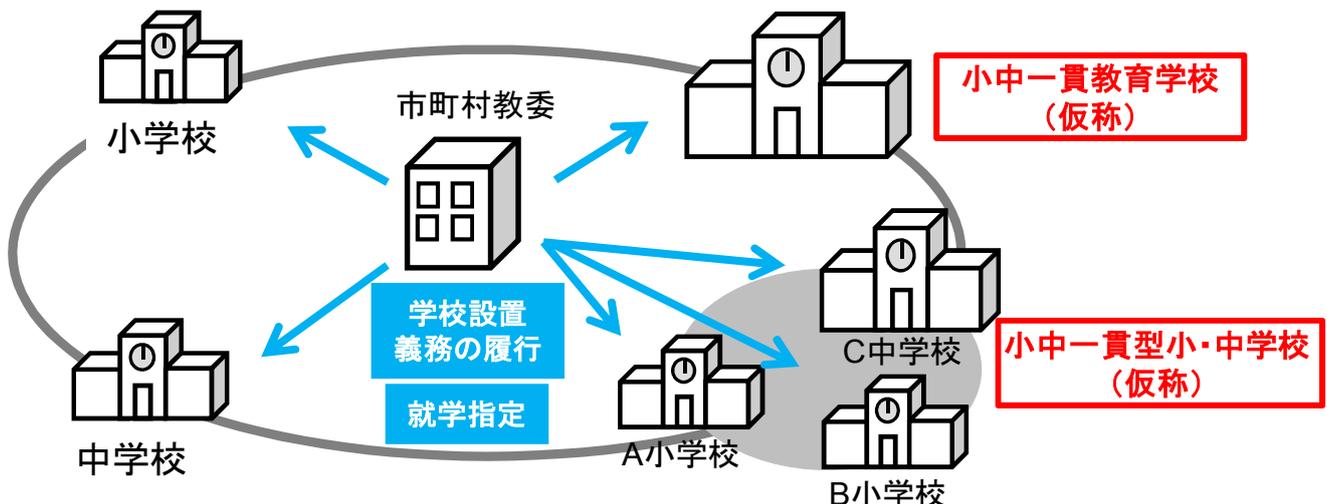
- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け（小中一貫教育学校（仮称））
- ・独立した小・中学校が小中一貫教育学校（仮称）に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする（小中一貫型小・中学校（仮称））
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。（市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可）
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

◎ 小中一貫教育の2つの類型

	小中一貫教育学校（仮称）	小中一貫型 小学校・中学校（仮称）
修業年限	・9年 （ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保）	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間に入れ替え・移行）	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成（※） ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設（小中一貫教育学校（仮称）と同じ）
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中両免許状を併有 （当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進） （制度化に伴う主な支援策） 9年間に適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 （学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施）（※） ・教員は各学校種に対応した免許を保有 （制度化に伴う主な支援策） 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 （制度化に伴う主な支援策） 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 （制度化に伴う主な支援策） 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

◎ 制度化後のイメージ

（※）通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化

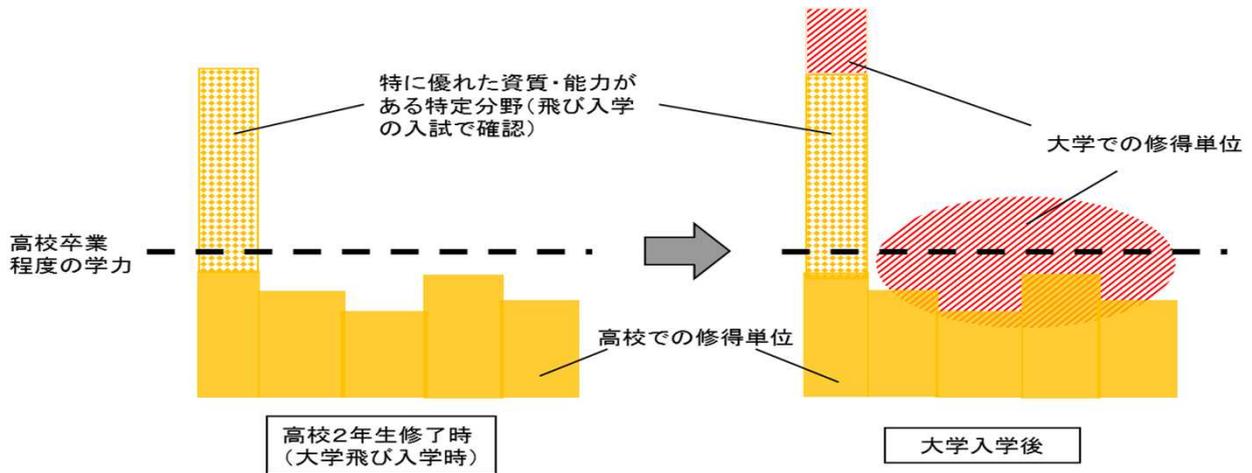


飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度の創設(案)

教育再生実行会議第五次提言

能力や意欲に応じて学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、**大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて、高等学校の早期卒業を制度化する**

飛び入学者について、大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校において3年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する。



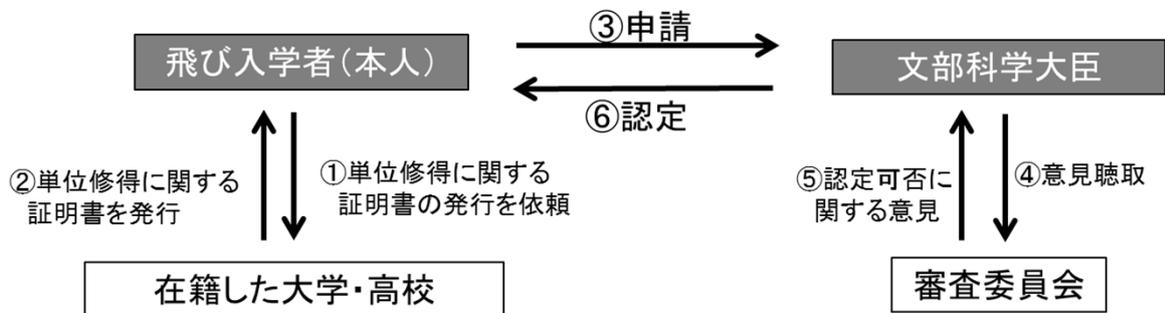
■具体的な審査の流れ

- 大学入学後に飛び入学者本人が文部科学大臣に申請
- 審査委員会(高等学校、大学関係者を含む)を設け、以下の基準に基づき審査。

(審査基準)

- ・高等学校で50単位以上を修得していること(高等学校2年間で修得できる単位の目安)
- ・大学で16単位以上を修得していること
- ・取得した単位の分野が著しく偏っていないこと

- 審査委員会の意見を踏まえ、文部科学大臣が高等学校卒業と同等以上の学力があることを認定。



■認定の効果

通常の高등학교卒業と同等の法的地位、社会的評価が得られる

(各種の資格試験の受験資格や大学の一般的な入学資格、「高等学校卒業程度特別認定者(仮称)」の称号等)

国際化に対応した大学・大学院の入学資格の見直しについて(案)

教育再生実行会議第五次提言

能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する



- ・文部科学省において、確認のうえ、対象国を指定することにより、12年に満たない教育課程の国からの留学生等であっても、我が国の大学への入学が可能となるように措置
- ・外国における教育課程が16年に満たない場合でも、学位の質保証の観点から、一定の要件を満たす場合には、学士の学位を有している場合には我が国の大学院への入学資格を認める

■現状

現行制度においては、外国の学校を卒業した者の我が国の大学及び大学院の入学資格について、主に以下の要件を課している。

	大学入学資格	大学院博士前期	(大学院博士後期)
課程修了要件	外国において学校教育における12年の課程を修了していること	外国において学校教育における16年の課程を修了していること (医・歯・一部の薬・獣医については18年)	課程修了要件なし ※修士又は専門職相当の学位を授与されていること
個別入学資格審査 +年齢要件	各大学の個別入学資格審査に合格し、18歳に達したもの	各大学院の個別入学資格審査に合格し、22歳に達したものの (医・歯・一部の薬・獣医については24歳)	各大学院の個別入学資格審査に合格し、24歳に達したものの

■具体的な内容

- ・文部科学省において、我が国の教育課程との相当性や、当該教育課程終了後の大学への進学状況等を個別に確認した上で、対象国を指定することにより、12年に満たない教育課程の国からの留学生等であっても、我が国の大学への入学が可能となるように措置
- ・外国における教育課程が16年に満たない場合でも、学士の学位を有している場合には、学位の質保証の観点から、①認証評価機関等による評価の仕組みが設けられている課程で取得した学位であること、②学士を取得する教育課程が3年以上の修業年限であること、を満たす場合には、我が国の大学院への入学資格を認める

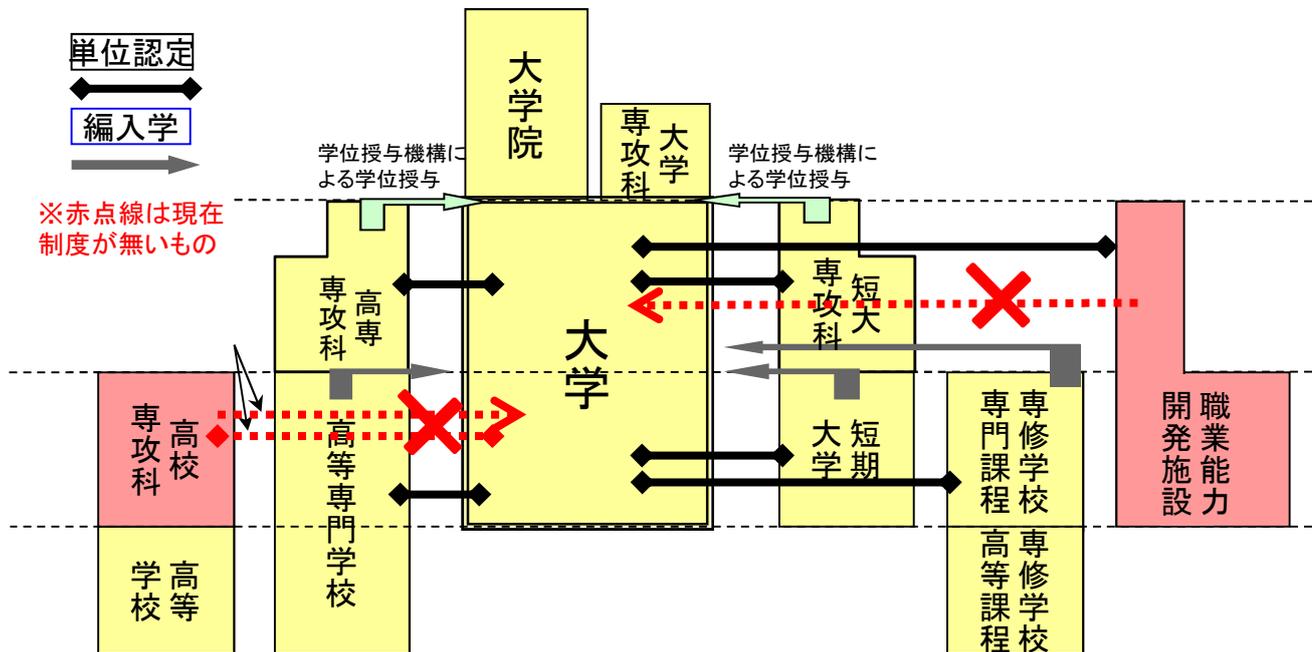
高等教育機関における編入学の柔軟化について (案)

教育再生実行会議第五次提言

学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、**高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることが必要**

- ・一定の要件を満たす高等学校専攻科については、当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定の対象とするとともに、当該**高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開く**
- ・職業能力開発施設については、平成26年9月に文部科学省告示を改正し、当該施設における学修が大学における単位として認定できることとなったところ。**今後の各大学の単位認定状況を踏まえ、必要に応じて、職業能力開発施設における教育内容の見直しを実施**

■現状



※なお、簡略化のため、上図は教育機関相互における全ての単位認定、編入学の関係に記載しているものではない。

■具体的な内容

- 高等学校専攻科については、その修業年限や授業時間数、教育内容、教員資格等に関して、新たな基準を設けることや、客観的な評価の仕組みを構築することを通じて、当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定ができる学修の対象とするとともに、当該高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開くなど所要の措置を講じる。
- 職業能力開発施設については、同校における学修が、大学における単位として認定されることについては、平成26年9月に文部科学省告示が改正したところであり、今後、各大学における単位認定の状況を踏まえた上で、必要に応じて、職業能力開発施設における教育内容の見直しを実施。

教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～（概要）

【検討の背景、改善の必要性と方向性】

社会の急激な変化、知識基盤社会、生涯学習社会の到来は、「新たな学びの世界の創造」を実現する学校と教育の変革を求めており、それら一連の教育改革を担う教員には、より高度な資質能力と改革に取り組む先進性・創造性が求められる。



- 改めて、教員を高度専門職と位置付け、「学び続ける教員像」の理念の確立とその実現をめざすことが重要。
- 大学が、教員養成を自らの社会的使命として再確認し、質保証に取り組む仕組みを構築することが重要。
- 養成・採用・研修の各段階において、大学と教育委員会、学校等の緊密な連携・協働の実現をめざすことが重要。

【養成・採用・研修の改善の視点】

教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくり

＜養成段階＞ 改めて、教員を高度専門職として位置づける改革の実現をめざすとともに、学部・学科段階を「教員となる際に必要な基礎的・基盤的な学修」とし、教員免許状の取得に必要な最低修得単位数を増加させないこと。

＜採用段階＞ 優秀で意欲ある多様な人材を確保するため、教員養成課程における学習状況等の評価を積極的に活用するなど、選考方法に一層の改善・工夫を求めること。

＜研修段階＞ 教員自身が自らのキャリアデザインに応じて資質能力を発展・拡大させていく過程で、多様な研修プログラムが準備され、それらを継続的・発展的に受講できる環境の整備を求めること。

1. 教員養成課程の改善

(1) 教育課程の改善

＜学部・学科段階＞

教育課程の見直しにおいて考慮すべき点を整理。

- ・学校段階間の接続・円滑な移行、教科横断的な視野
- ・主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力
- ・「教科専門」と「教科の指導法」の融合を実現する「教科内容構成科目」の開設
- ・特別支援教育に関する理論と指導法 等

＜大学院段階＞

- ・教職生活全体を通じたキャリア形成と資質向上の取り組みの中に、教職大学院等、大学院段階の学びを明確に位置付けることが必要。
- ・教育委員会等との更なる連携・協働が不可欠。

別紙1

(2) 認定制度の改善

- 定期的な質保証の仕組みの導入検討。
- 教員養成課程を統括し、FDなど教員養成の質を高める取組を主導的に行う組織(全学教員養成管理運営センター(仮称))の設置について検討。
- 教育課程が適切に編成され、定員管理や指導体制が的確である場合、複数の教員養成課程間で、授業科目の共通開設を広く認めることが適当である。この場合、複数の学位課程による教員養成課程の共同設置が可能となり、さらに、大学単位で一括して課程を設置することも考えられる。

別紙2

2. 教員免許制度の改善

教員には、学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できる指導力、教科横断的な知見を踏まえた指導力が求められており、教員養成課程の教育課程の見直し、教員免許状取得に必要な所要資格を改めることが必要。

＜教員免許制度改革のパターンの検討＞

別紙3-1～別紙3-4

- ①複数校種の教員免許状の取得(案1:現行制度の中で併有を進める案～案3:複数校種免許状を新設する案)
- ②同一学校種の複数教科の教員免許状の取得(①と同様の3案)
- ③小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状(案1:小学校について、教科別免許を新設する案～案3:小中高で1つの教科及び担任が可能な免許を新設する案)
- ④二種・専修免許状及び「高度専門免許状」(仮称)の取得(案1:現行専修免許状と併存、案2:高度専門免許状を基本)

3. 採用と研修の改善

○ 教職大学院等進学者・修了者を対象とした取組の促進

採用選考において教職大学院等の教育機能や実績を勘案し、進学者・修了者等を対象に、履修を評価した取組を促進(例えば、教職大学院修了者を対象とした特別選考等)。

○ 教職大学院等を活用した研修の高度化への取組を一層促進

教職大学院と教育委員会等が共同で開発した研修プログラムに基づき教職大学院が授業科目を開設し、教員を教職大学院に派遣して教員の研修を実施(初任段階の研修や、学校経営・管理に必要な研修等)。

○ 現職教員の新たな教員免許状の取得に向けた取組の促進

教育委員会等が免許法認定講習の認定を受けて研修を実施することや、免許状更新講習を開設するなど、研修又は免許状更新講習と免許法認定講習との連動や関係機関間の連携を促進。

背景

- ・社会が急激に変化する中、我が国の教育も、知識基盤社会、国際化、人口減少社会といった時代の変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても新たな時代にふさわしい資質能力を備える必要
- **教員の養成・採用・研修に一貫性を持たせつつ、改革を進める必要**

課題

<養成>

■新しい指導力の養成:

主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力／各教科横断的な視野で指導できる力／学校段階間の円滑な移行を実現する力

■近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実: 特別支援教育、小学校英語の教科化、道徳の教科化、ICTの活用など／生徒指導や学級経営を行う力／豊かな人間性やたくましさ

<採用>

■幅広い視野・専門性を持つ個性豊かな人材の確保／■採用前に学校現場を経験する機会の充実

<研修>

■教員研修の機会確保／■研修の体系化、国・地方・学校の有機的連携／■研修成果の可視化

<教員免許制度>

学校種を超えた連携や学制改革の検討をふまえ、次世代の免許制度の在り方について検討

改革の方向性

- 多様性への対応: 多様な専門性や経験を有する人材が多様な教育を行う
- 体系的な取組: 大学などにおける養成、採用、研修などの各段階を通じ、国・都道府県・市町村・学校などの取組主体が一貫した理念のもと、体系的に取り組む
- 次世代の教育像を意識した取組: 日本社会や教育の将来像を描きつつ、現在行わなければならない取組を明らかにしながら改革に取り組む

小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

○小中一貫教育制度の円滑な導入・運用に必要な免許制度:

小学校教員免許状及び中学校教員免許状の**併有を基本とする**

○経過措置等:

- ・当分の間、**どちらか一方の免許状で相当する課程の指導を可能**とする
(小学校免許状→小学校課程、中学校免許状→中学校課程)

○免許状併有促進のための環境整備:

- ・免許状取得要件上の工夫(教職経験等を勘案し、必要単位数を更に軽減する等)
- ・免許法認定講習の開設支援 など

○その他:

- ・中学校教員による小学校における専科指導が一層促進されるための措置の検討
- ・現行免許状での他校種における指導可能範囲の拡大の検討 など

まとめ(平成26年内)

上記背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、教員免許制度の改革、教員養成の充実方策、教員採用における工夫、教員研修の充実方策等についても検討

まとめ(平成27年夏頃)

1. 高校教育をめぐる現状とこれまでの取組

<現状>

◆生徒を取り巻く状況の変化

○生徒の多様化

- ・高等学校等への進学率：98.4%→能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化

○基礎学力の不足と学習意欲の低さ

- ・平日、学校の授業時間以外に全く又はほとんど勉強していない者：高校3年生の約4割
- ・義務教育段階の学習内容を十分に身に付けていない生徒の存在
- ・補習授業を実施している大学数：347校（全体の47%）

○大学入試の選抜機能の低下

- ・入学定員を充足できない私立大学の割合：40%
- ・学力検査を伴う大学の一般入試による入学者の割合：56%

◆学校・学科や教育課程の変化

○普通科の増加と専門学科の減少

（昭和30年代：普通科6割、専門学科4割 → 現在：普通科7割、専門学科2割）

○少子化の進展に伴う高校再編への対応

↓
高校教育の質の確保と多様な生徒の学習形態や進路希望への対応の要請

<これまでの取組>

◆高校教育の質の確保

- ・公的な制度・仕組み（設置基準、設置認可、学校評価、学習指導要領、単位認定・卒業認定）
- ・自主的な取組（地方公共団体等による学力調査、校長会による標準テストや検定試験等の活用）

◆多様な生徒の学習形態や進路希望への対応

- ・高校教育改革の推進（単位制高等学校の導入・拡大、総合学科の創設、中高一貫教育の制度化 等）
- ・不登校生徒や中退者、特別な支援を必要とする生徒への対応（教育相談の充実 等）
- ・スーパーサイエンスハイスクールなどを通じた先進的な教育を受ける機会の提供

2. 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

～高校教育としての共通性を確保するとともに、多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応が必要～

◆全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成<共通性の確保>

○全ての生徒が身に付ける資質・能力「コア」の把握・評価の必要性

<「コア」を構成する資質・能力の重要な柱>

- ・社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

◆多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応<多様化への対応>

○各学科・課程等における対応

- ・普通科（進路意識の向上や、キャリア・職業教育など学校から社会への円滑な移行推進）
- ・専門学科（社会のニーズに応じた実践的な職業教育推進、高等教育との接続・連携）
- ・総合学科（中学校教職員・保護者の認知度向上）
- ・定時制・通信制課程（学び直しや教育相談、進路指導等の充実、学校外機関との連携促進）
- ・特別支援教育（各地域・学校の実態・ニーズに即した種々の実践・検討の推進）
- ・学び直しの推進（義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会の提供）

○経済社会の変化等への対応

- ・キャリア教育・職業教育の一層の推進（職業観・勤労観を確立するための取組推進）
- ・優れた才能や個性を伸ばす学習機会の提供（ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場の提供）
- ・グローバル人材の育成（豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身に付けた人材の育成）
- ・ICT教育の推進（質の高い学びを実現するための効果的な授業の在り方の検討）

3. 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

◆学習成果や教育活動の把握・検証

○達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入（☆）

○幅広い資質・能力の多面的な評価

- ・技能試験等の活用推進
- ・育成すべき資質・能力を一層重視した高等学校の教育課程の見直し
- ・様々な学習成果・活動実績の評価推進（新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し）

◆学校から社会・職業への円滑な移行推進

○社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進

- ・学校全体での組織的な取組推進、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
- ・教育委員会等における中核人材の配置や拠点校の整備推進

○実践的な職業教育の充実

- ・先進的な卓越した取組の推進・検証
- ・大学、専門学校等外部機関との連携促進
- ・専攻科における大学への編入学の制度化に向けた検討

○総合学科における特色ある取組の推進

- ・特色ある教育方法の事例収集・普及、魅力アピールのための取組推進

◆多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進

○定時制・通信制等困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実

- ・学習支援や教育相談、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
- ・拠点校の整備推進

○高等学校段階における特別支援教育の推進

- ・研修の充実や指導体制の確保、特別の教育課程編成の検討

○優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進

- ・高度な内容の授業を受ける機会拡大など高大連携の推進
- ・厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討

○ICT等の活用による学びの機会充実

- ・全日制課程等における遠隔教育の実施に向けた検討

◆教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善充実

○指導力のある教員の育成

○学校の組織運営体制の改善・充実

◆広域通信制課程の在り方の検討

・ガイドラインの作成・周知

・第三者機関による評価の仕組み創設

☆「達成度テスト（基礎レベル）（仮称）」について

◆テストの目的・活用

○高校教育の質の確保・向上に向け、生徒が自らの高校教育における基礎的な学習の達成度の把握及び自らの学力を証明することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図ること

<上記以外の活用方策>

○学習改善を図るためにテスト結果を高等学校での指導改善にも生かすこと

○推薦・AO入試や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とすること

◆対象者

○高校生の個人単位での受検又は学校単位での受検（希望参加型）

※できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を検討

◆テストの内容

○実施当初は、国語、数学、外国語、地理歴史、公民、理科を想定（選択も可能）

○高等学校段階で共通に求められる基礎的・基本的な知識・技能を測る。

知識・技能を活用する力を測る問題も含める。※複数の教科を融合した問題を含めることも検討

○各学校・生徒に対し、成績を段階で表示（各問題の正誤や正答率等も表示）

◆テストの形態

○多肢選択方式を原則としつつ、一部記述式も検討

◆実施方法

○在学中に複数回（例えば年間2回程度）受検機会を提供、高校2・3年での受検を検討。

○年間の実施時期は、夏から秋までを基本として学校現場の意見等を聴取しながら検討

○実施場所は、高校（学校単位）又は都道府県ごと（個人単位）に会場を設ける方向で検討

◆その他

○「高等学校卒業程度認定試験」と統合する方向も含めて検討

※その際、両制度の趣旨を踏まえたテストの在り方等、多様な観点から検討